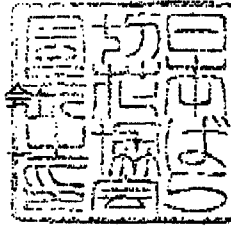


平成15年9月30日

支部長 各位

日本ばら切花協会
会長 神生賢



ばら自家増殖・改植の履行と実施方について

このことについて、本協会と第一園芸で取り交わした契約条件（締結事項）に従い事業の円滑な推進を図りたいと存じます。

会員の皆さんへの周知徹底をお願い申し上げます。

以下、生産者が直接行う作業を列記します。（フローチャート参照）

記

- (1) 増殖本数を（別紙1）に記入し、事前に日ばら事務局に報告する。
- (2) 栽培契約書が第一園芸から生産者に直接送付される。
- (3) 契約に従い、定植本数を日ばら事務局に報告する。
- (4) 本数の報告と同時に、ロイヤリティーは10%引きに、プラス事務費1円を日ばらの指定銀行に納金する。

例 100円 - 10円 + 1円 = 91円（納入）

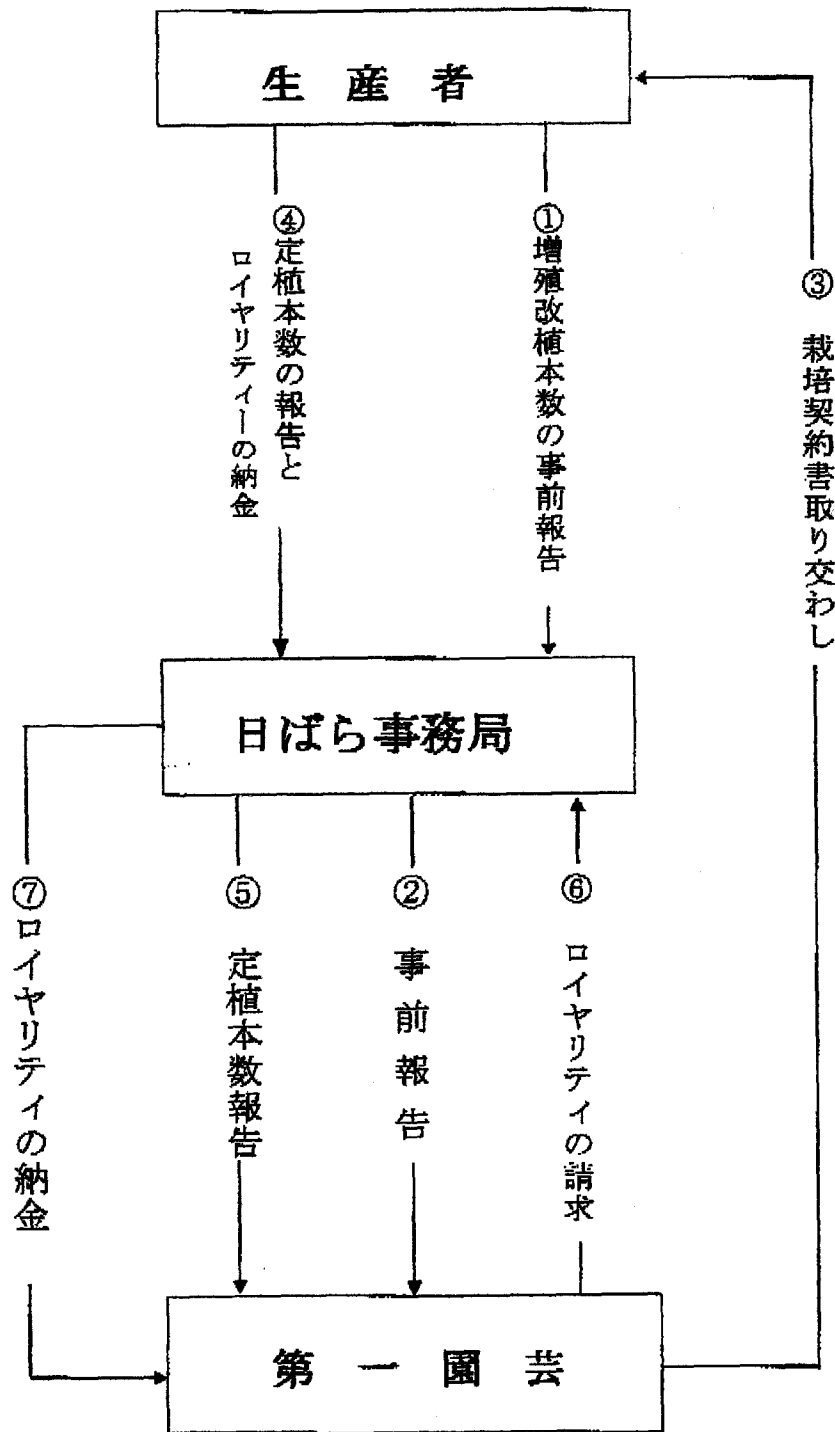
（指定銀行）

ミツイストモ	ハマツチヨウ
三井住友銀行	浜松町支店
普通	7059138
日本ばら切花協会	

締結事項

日本ばら切花協会員に対して、第一園芸（株）が日本国内で品種登録権利を有する品種について、従来2,000本以上購入した生産者に対して許諾している増殖権、改植権を1,000本以上購入した場合に変更する。

自家増殖・改植権のフローチャート



備考 ①～⑦は手続きの順序を示す。